

令和3年4月16日

4年生以上の学生各位

学生支援係

高等教育修学支援新制度（給付型奨学金・授業料等減免）における
家計が急変した学生等への支援

予期できない事由により家計が急変し、急変後の年収見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

奨学金を希望する場合は、学生支援係まで申し出てください。

○ 家計急変の事由

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合で、急変事由の発生後3ヶ月以内である場合、家計急変に係る申請を行うことができます。

※ 家計急変事由が進学（高等専門学校の4年次進級を含む。）の前年1月以降、進学の前月以前に発生していた場合は、進学後3か月以内に申し込む必要があります。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	以下の <u>いずれか</u> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 <u>及び</u> ・雇用主による病気休職中であることの証明書
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業の場合に限る）	以下の <u>いずれか</u> ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が <u>震災、火災、風水害等</u> に被災した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 ① 上記A～Cの <u>いずれかに</u> 該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書 <u>※新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は、次の①又は②が必要</u> ①国及び地方公共団体の公的支援の受給証明書又は公的証明書（コピー）及び家計急変後の給与明細等1か月分 ②「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」及び家計急変前後の給与明細等2か月分

○支給始期

申請日（スカラネット入力日）の属する年月

○ 必要書類

- ・ 給付奨学金確認書（案内冊子綴じ込み）
- ・ 給付奨学金申請書（案内冊子綴じ込み）
- ・ スカラネット下書き用紙
- ・ 家計急変事由に関する証明書類
- ・ 在留資格及び在留期間が明記されている証明書（該当者のみ）
- ・ 施設等在籍証明書／児童（里親）委託証明書／措置解除決定通知書（該当者のみ）
- ・ マイナンバー提出書類（セットを渡します）

○ 採用後について

1. 「自宅外通学であることの証明書類」の提出

自宅外通学生は、採用後「自宅外通学」である証明書類を提出し、不備なく審査終了した後に自宅外月額が（差額分もまとめて）振り込まれます。

2. 適格認定（家計）

支給開始後は、3か月ごと（事由発生から15か月経過後は1年ごと）に収入額の判定が行われます。3か月ごとに支援区分が変更する可能性があるため、支給額の減少や停止等もあり得ます。

3. 適格認定（学業成績等）

学年の半期ごとに学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。判定結果が「廃止」に該当した場合、奨学金の支給が打ち切られます。また、退学や停学の処分を受けた場合も、奨学金の支給が打ち切られたり返還が必要になったりすることがあります。

令和3年4月16日

学生各位

学生支援係

日本学生支援機構貸与奨学金における家計が急変した学生等への支援

日本学生支援機構が実施している、貸与奨学金（第一種奨学金（無利子）・第二種奨学金（有利子・本科4年生以上））については、家計が急変した学生等を対象に緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）という制度が設けられています。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた世帯収入の減少等により、支援が必要となった学生等についても、緊急採用・応急採用への申込みを随時受け付けますので、これらの奨学金を希望する場合は、学生支援係まで申し出てください。

○ 緊急採用・応急採用の対象について

家計が急変した者で次の事項のいずれかに該当すると認定され、その事由が発生した月から12ヶ月以内である場合、緊急採用・応急採用の対象となります。

※ 家計急変の事由が発生した月の翌月を起点として12か月以内に申し込む必要がある

(ア) 生計維持者が失職・退職・休職した場合

※ 再就職したにもかかわらず収入が著しく減少している場合は該当します。

(イ) 生計維持者が死亡又は離別（離婚・失踪等）した場合

(ウ) 生計維持者が破産した場合

(エ) 火災、風水害、震災等の災害により被害を受けたことにより、支出が著しく増大、若しくは収入が減少した場合

(オ) 在学する学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加した場合

(カ) 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けたことにより、生計維持者について収入が減少した場合

○ 緊急採用・応急採用における貸与期間等について

貸与奨学金の種類	申込可能学年	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
緊急採用 （第一種奨学金）	全学年 専攻科	家計急変の事由発生月～2022年3月の間で希望する月	2022年3月
応急採用 （第二種奨学金）	4・5年生 専攻科	家計急変の事由発生月～2022年3月の間で希望する月	原則として 卒業予定期

○ 必要書類

- ・ 申請書類確認表
- ・ 確認書兼同意書（貸与奨学金案内冊子綴じ込み）
- ・ スカラネット下書き用紙（貸与奨学金案内冊子綴じ込み）
- ・ 特別控除に関する証明書類（該当者のみ）
- ・ その他必要な証明書類（該当者のみ）
- ・ 家計急変事由発生前1年間と発生後1年間の収入を証明する書類（給与明細、帳簿等）

○ 採用後について

1. マイナンバーの提出

採用後に配付される「マイナンバー提出書」を機構の指定先に提出してください。

2. 適格認定

毎年1回（12月～2月頃）、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。